

【総領事館からのお知らせ：狂犬病に関する注意喚起】

平成24年5月31日(総12第16号)  
在デンパサール日本国総領事館

1. 狂犬病の被害に関する最近の状況について、当館からバリ州保健局に対して問い合わせましたところ、5月下旬、バリ島クタ地区の通称パトラビーチ（空港北側エリア）にいた野良犬に邦人を含む数人が噛まれ、後日、その犬を捕獲して狂犬病の検査をしたところ陽性であったことが判明しました。同保健局によれば、今後、上記パトラビーチ付近にいる犬を捕獲して検査を行っていく、ということでした。
2. 既に上記邦人は医療機関を受診しているようですが、狂犬病は、感染した犬等に噛まれた場合、発症を防ぐためのワクチンを接種することが不可欠で、一度発症すれば助からない恐ろしい感染症です。
3. すでにご案内のとおり、バリ島では2008年11月以降、犠牲者が140人の上っており、バリ島における狂犬病非常事態宣言は発令されたままです。今回、邦人旅行者等がよく訪問する観光地のビーチで狂犬病陽性の犬が見つかり、邦人が噛まれる事案が発生したことで、改めて狂犬病に対する注意が必要と思われます。犬や猿等に噛まれた場合には、直ちに傷口に石けんを付け、10分～15分間水で洗い流し、速やかに医療機関で受診するようにして下さい。狂犬病についての詳細は当館ホームページ [www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/japan/04\\_02safe.html](http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/japan/04_02safe.html) をご覧下さい。